愛媛県里親支援センター設置運営要綱

愛媛県内において、里親支援センターを設置運営する者（以下「事業者」という。）の里親支援に関する業務の内容について、必要な事項を定める。

（目的）

第１条　里親支援センターは、里親支援事業を行うほか、里親及び小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホームという。」に従事する者（以下「里親等」という。）、その養育される児童（以下「里子等」という。）並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、里子等が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的とする施設とする。

（設置及び運営の主体）

第２条　社会福祉法人、特定非営利活動法人等であって、当該事業を適切に実施することができる者として、児童福祉法（以下「法」という。）第 35 条第４項の規定に基づき、愛媛県知事の認可を得た者とする。

（所管区域及び設置場所）

第３条　愛媛県における里親支援センターは、福祉総合支援センター及び東予子ども・女性支援センターの管轄区域内に２か所、南予子ども・女性支援センターの管轄区域内に１か所設置する。

２　里親支援に関する業務を遂行する上で、主たる事務所の設置場所から移動範囲が広域となる場合は、サテライトの事務所を設置するなど利便性等を考慮する。

（開所時間等）

第４条　里親支援センターは、週５日間・平均 40 時間以上の開所を原則とする。

２　平日の昼間に相談することが困難な支援対象者に対する相談支援を行えるよう、平日の夜間や土曜、祝休日に開所するなど柔軟に対応する。また、支援対象者に緊急の事態が発生した際には、24 時間 365 日常時連絡が取れる体制を整備する。

（支援対象者）

第５条　里親支援センターの支援対象者は次の者とする。

（１）里親等

（２）里子等

（３）里親になろうとする者

（設備）

第６条　里親支援センターには、次の設備を設ける。

（１）事務室

（２）里親等及び里子等並びに里親になろうとする者が訪問できる相談室等

（３）研修を実施できる会議室（賃借可）その他事業を実施するために必要な設備

２　児童福祉施設その他の社会福祉施設に附置する場合は、入所者等の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することができる。

３ 設備については支援対象者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮する。

（職員配置）

第７条　里親支援センターには、センター長、里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）、里親等支援員及び里親研修等担当者（里親トレーナー）の４人を専任かつ常勤として置かなければならない。なお、任用要件は次のとおりとする。

（１）里親支援センター長

次のいずれかに該当し、かつ、里親支援事業の業務の十分な経験を有し、里親支援センターを適切に運営する能力を有する者

①　児童福祉司の任用資格に該当する者

②　里親として５年以上の委託児童の養育の経験を有する者又はファミリーホームの養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、子どもの養育に５年以上従事した者であって、里親制度その他の子どもの養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

③　愛媛県知事が①又は②に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

（２）里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）

次のいずれかに該当する者

①　児童福祉司の任用資格に該当する者

②　里親として５年以上の委託児童の養育の経験を有する者又はファミリーホームの養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、子どもの養育に５年以上従事した者であって、里親制度その他の子どもの養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

③　里親制度等の普及促進及び新規里親の開拓に関して、愛媛県知事が①又は②に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

ただし、里親制度等以外の分野において、当該分野の普及促進又は営業活動等を行った経験を有する者についても③に該当する者となり得る。

（３）里親等支援員

次のいずれかに該当する者

①　児童福祉司の任用資格に該当する者

②　里親として５年以上の委託児童の養育の経験を有する者又はファミリーホームの養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、子どもの養育に５年以上従事した者であって、里親制度その他の子どもの養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

③　里親等への支援の実施に関して、愛媛県知事が①又は②に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

（４）里親研修等担当者（里親トレーナー）

以下のいずれかに該当する者

① 児童福祉司の任用資格に該当する者

② 里親として５年以上の委託児童の養育の経験を有する者又はファミリーホームの養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、子どもの養育に５年以上従事した者であって、里親制度その他の子どもの養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

③ 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、愛媛県知事が①又は②に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

２ 里親支援センターが支援対象とする登録里親世帯が 60 世帯を超える場合は、61 世帯から 20 世帯増える毎に里親等支援員１人（非常勤を可とする）を加配するよう努めること。

３ 愛媛県と協議の上、次の職員を置くことができる。

なお、各職員の資格要件及び業務内容は、こども家庭庁が定めるところによる。

（１）心理療法担当職員

虐待等の心的外傷等のため心理療法を必要とする里子等に対し、心理療法を実施する職員を配置し、支援を行うもの。

（２）自立支援担当職員

里親委託解除前の進学・就職等の自立支援及び解除後のアフターケアを担う自立支援担当職員を配置し、支援を行うもの。

（３）家庭支援専門相談員

虐待等を理由に里親委託を受けている子どもの親子関係の再構築を図るため、保護者に対し相談援助等を行う家庭支援専門相談員を配置し、支援を行うもの。

（４）その他

施設機能の強化を図るため、こども家庭庁が定めるところにより担当職員を配置し、支援を行うもの。

（事業内容）

第８条 里親支援センターは、里親等に対する支援を包括的に実施することとし、具体的には次の業務をすべて実施するものとする。

なお、「里親支援センターの設置運営について」（令和６年３月 29 日付けこ支家第 181 号こども家庭庁支援局長通知）及び「「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン」について」（令和６年３月 29 日付けこ支家第 185 号こども家庭庁支援局長通知）の別添「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン」の内容を十分に踏まえて実施する。

また、愛媛県社会的養育推進計画（令和７年３月策定）に掲げる目標を視野に入れて計画的に業務を行う。

（１）里親制度等普及促進・リクルート業務

① 目的

里親制度及び特別養子縁組制度（以下「里親制度等」という。）の普及及び里親委託の推進のため、里親制度等への社会の理解を深め、広く一般家庭から里親となる

ことを希望する者及び養子縁組によって養親となることを希望する者を確保するための積極的なリクルート活動を展開する。

また、里親登録希望者に対しては、里親登録の手続き等に関するガイダンスや登録前の調査を行い、里親登録へとつなげる。

② 内容

ア 里親経験者や学識経験者等による里親制度等に関する講演会の開催等の里親制度等の広報活動

イ 里親登録希望者に対する電話相談や個別相談、ガイダンス

ウ 里親登録前の面接調査及び家庭訪問調査

エ 里親の認定を審議する愛媛県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親専門部会に提出する書類の作成補助

③ 留意事項

ア 創意工夫を凝らし、より柔軟かつ戦略的な広報活動を展開すること。

イ 講演会や説明会等の実施時期、回数等について、より多くの県民が参加できるよう配慮すること。

ウ 一時保護委託やショートステイ等を含め、短期間の養育を行う里親の役割についても周知を図り、短期間の養育が可能な里親の掘り起しを図ること。

エ 里親登録前の面接調査及び家庭訪問調査の結果については、報告書に取りまとめ、児童相談所へ提出すること。

オ 里親登録前の面接調査等において、ショートステイ等の子育て短期支援事業の説明を行うとともに、受入れの可否を確認し、可能な場合には書面により市町への情報提供の同意を得ること。

（２）里親等研修・トレーニング業務

① 目的

里親登録及び更新に必要となる基礎研修、登録前研修及び更新研修を実施するとともに、里親の養育技術の維持・向上を図るための研修等を実施する。

また、子どもが委託されていない里親（以下「未委託里親」という。）に対し、子どもを委託された際に直面する様々な事例に対応するトレーニング等を実施し、更なる里親委託の推進を図る。

② 内容

ア 養育里親研修及び養子縁組里親研修

養育里親及び養子縁組里親の新規登録希望者を対象とした「基礎研修・登録前研修」、登録更新を希望する者を対象とした「更新研修」を実施する。

なお、これらの研修については、合わせて１回の研修で実施することができる。

イ 専門里親研修

専門里親の新規登録希望者を対象とした「認定研修」、登録更新を希望する者を対象とした「更新研修」を実施する。なお、本研修については、愛媛県が適当と認める者に再委託することができる。この際、受講料部分について受講者に負担を求めないこと。

ウ　未委託里親トレーニング

未委託里親の養育技術の習熟度を向上させ、里親委託に結びつけることを目的に、トレーニングの受講希望者に対し、事例検討やロールプレイ、外部講師による講義、施設等における実習など、効果的なプログラムを企画・実施する。

エ　その他のトレーニング

子どもを受託している里親の養育技術の向上や養育負担の軽減を目的としたトレーニングなど、各種トレーニングを企画・実施する。

③　留意事項

ア　「養育里親研修及び養子縁組里親研修」及び「専門里親研修」の実施時期、回数、内容等については、愛媛県と協議の上実施すること。

イ　未委託里親トレーニングの実施に当たっては、実施期間を通じて里親の養育技術の習熟度や課題、委託に関する意向等を把握した上で、未委託里親トレーニング報告書に取りまとめ、児童相談所へ提出すること。

ウ　その他のトレーニングを実施した場合は、実施状況や効果等を報告書に取りまとめ、児童相談所へ提出すること。

（３）里親等委託推進業務

①　目的

里親委託が適切であると児童相談所が判断した子どもを里親へ委託するに当たり、子どもと里親との交流や関係調整を十分に行うこと等により、最も適した里親を選定する。

②　内容

ア　登録里親家庭の状況一覧表の作成及び管理

担当する里親世帯における子どもの受託状況や家庭状況等に関する一覧表を作成の上、面接等で把握した情報を元に当該一覧表を随時更新し、児童相談所や里親支援専門相談員と共有する。

イ　子どもと委託候補里親とのマッチング

里親委託が適切であると児童相談所が判断した子どもについて、児童相談所からの説明を基に、その子どもに最も適合すると考えられる委託候補里親を選定し、児童相談所に書面で提案するとともに、委託に向けた調整又はその支援を行う。

ウ　委託開始前の面会・交流支援

児童相談所が決定した委託候補里親と子どもの委託前の交流支援を行う。

また、委託候補里親に対し、子どもに関する情報や養育上の留意点を伝えながら、面会等の交流を実施し、子どもと里親の段階的な関係づくりを支援するとともに、里親家庭に対し、子どもを迎える準備を支援する。

エ　里親委託開始時の関係機関との連携

里親委託の開始に当たっては、里親やその家族、委託される子どもを地域で支援するため、児童相談所や里親支援専門相談員、里親が居住する地域の関係機関（学校、保育園・幼稚園、市町（こども家庭センター、保健センター等）、民生委員等）と連携し、情報共有等を図ること。

オ　未委託里親への支援

家庭訪問等により未委託里親の状況を定期的に把握し、委託が可能となるよう助言や指導を行うとともに、必要に応じて未委託里親トレーニングの受講を勧奨する。

カ　週末里親・季節里親の調整

児童養護施設等の子どもの週末里親・季節里親について、里親支援専門相談員等の施設職員と連携し、里親とのマッチング等の調整を行う。

③　留意事項

ア　子どもと委託候補里親の選定に当たっては、随時必要な情報を児童相談所に確認するとともに、必要に応じて助言を求めること。

イ　委託候補里親と子どもの委託前における面会や交流、外泊については、児童相談所や里親支援専門相談員等と連携しながら、適合性の確認を行い、最適な里親への委託となるよう努めること。

（４）里親等養育支援業務

①　目的

里親等が子どもの養育に悩んだ際に、一人で抱え込むのではなく、子育ての悩みを相談しながら、社会的につながりを持ち、孤立しないようにするため、里親等相互の相談援助や生活援助、交流の促進など、子どもの養育に関する支援を実施することによりその負担を軽減し、適切な養育を確保する。

②　内容

ア　里親等への訪問支援

子どもの委託を受けている里親等のほか、ショートステイやレスパイト・ケア、一時保護委託など短期間の養育を行う里親等からの相談に応じるとともに、里親等に定期的に訪問して子どもの状況把握や里親等への助言、指導等を行う。

なお、里親の負担を軽減するため、里親又は里親経験等を有する者の中から、里親家庭への訪問による援助を実施する者を選定、研修の上登録し、里親からの相談・援助の求めに応じて派遣し、家事や養育補助など生活援助や養育相談など相互援助活動を行う。

イ　短期間の養育を行う里親の選定等

児童相談所又は市町が里親へ短期間の養育を委託する場合において、児童相談所や市町と連携し、受入れが可能な里親の選定や連絡調整等の必要な協力を行う。

ウ　里親等の相互交流支援

里親等や里親となることを希望する者が集い、養育についての話し合いを行う等の相互の交流会を定期的に開催し、情報交換や養育技術の向上を図るほか、里親子の交流を深める。

なお、交流会は、本条（２）②アの養育里親研修及び養子縁組里親研修に合わせて実施することができるほか、里親会との共催により実施することができる。

エ　親子再統合に向けた面会交流支援

児童相談所が親子再統合の判断をしている子どもに対し、保護者と子どもの面

会交流のための場所の確保を含めた調整を行うなど、里親等と協力して、実親子の面会交流を支援する。

なお、交流前後の子どもの心身の状況等に応じて、里親等が様々な場面で適切な対応を行うことができるよう、助言や相談等の支援を行う。

③　留意事項

ア　児相相談所や里親支援専門相談員の協力の下、支援を担当する里親等を訪問するなど、日頃から信頼関係の構築に努めること。

イ　里親等への定期的な訪問について、児童相談所及び里親支援専門相談員との協議により訪問計画を策定すること。

なお、訪問について、里親等の養育状況や子どもの生育環境に特段の変化がない等の事情を勘案し、里親等と良好な関係にある里親支援専門相談員が単独で実施し、その内容の情報共有等を図ることをもって実施することができる。

ウ　里親等への訪問により、児童相談所による指導が必要である場合や当該里親等による養育が不適切であると認められた場合は、速やかに児童相談所に報告すること。

エ　子どもの生命に重大な危険が生じる恐れや、緊急一時保護の必要性が高いなどの事情を察知した場合は、速やかに児童相談所に連絡し、連携して対応すること。

オ　里親等の相互援助活動については、愛媛県と協議の上実施すること。

カ　里親等の相互の交流会は、里親等の意見を尊重するとともに、児童相談所や里親支援専門相談員と連携を取りながら開催すること。

（５）里親等委託児童自立支援業務

①　目的

里親等へ委託されている子ども等又は里親等への委託を解除された子ども等に対し、委託中からそれぞれの課題に応じた自立支援を行うとともに、委託解除後の継続的な状況把握と必要な支援を行うことにより、将来の自立に結びつける。

②　内容

ア　自立支援計画への助言及び進行管理

イ　子どもの学習・進学支援、職業指導、就労支援等に関する社会資源等や他機関との連携

ウ　高校中退者など個別対応が必要な子どもに対する生活支援、再進学又は就労支援等

エ　委託解除前からの自立に向けた相談支援

オ　委託解除後の継続的な状況把握及び相談援助

カ　その他子ども等の自立支援に資する業務

③　留意事項

ア　自立支援計画は、児童相談所の援助指針を基に、子ども及びその保護者並びに里親又はファミリーホーム養育者の意向を十分に尊重するとともに、里親支援専門相談員や児童相談所等の意見や協議を踏まえて作成すること。

イ　自立支援計画は、子どもの養育の内容、子ども及び里親等の生活全般について

の解決すべき課題、子ども及び里親等に対する支援の目標並びに達成時期、子ども及び里親等に対する支援の内容並びに愛媛県が必要と認める事項について記載すること。

ウ　自立支援計画の策定後は、計画が適切に実行されているか十分把握するとともに、目標の達成状況などから、支援効果について客観的な評価を行うなど、定期的に見直しを行うこと。

エ　自立支援の実施状況について、毎月、児童相談所へ書面で報告すること。

オ　社会的養護自立支援拠点事業者と情報共有に努め、適宜連携を図ること。

（関係機関との連携）

第９条　里親支援センター長は、愛媛県、児童相談所、市町、他の里親支援センター、里親支援専門相談員、里親会、児童家庭支援センター等の関係機関と相互に協力し、緊密な連携を図るよう努めること。

（運営規程）

第 10 条　事業者は、事業の運営方針、職員の職務内容、支援の内容、金銭及び物品の管理状況、書類・電子データの保管方法、支援対象者の権利擁護に関する事項など、事業の適正な運営に必要な規程を定めること。

（守秘義務）

第 11 条　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 14 条の２の規定により、児童福祉施設の職員としての秘密保持義務の規定が適用されることに留意すること。

（良質な里親支援の提供）

第 12 条　里親支援センター長は、職員に対して、本事業の実施にあたり必要な知識・技術の習得・向上を図るための研修を受講させるとともに、外部講師によるコンサルティングを受けるなど、良質な里親支援を提供するよう努めること。

（事業実施報告）

第 13 条　事業者は、毎年度、当該年度の事業実施内容や支援実績等を記載した報告書を翌年度の４月 30 日までに愛媛県に提出すること。

（関係書類の整備）

第 14 条　事業者は次の書類を備えるとともに、事業実施年度の翌年度から起算して５年間保管すること。

（１）本事業実施に係る収支に関する帳簿

（２）支援対象者に対する支援の記録

（３）その他本事業の実施に当たって作成・収集した諸記録

２　里親支援センター及び児童相談所が保有する書類及び電子データの共有方法について

は、里親支援センター及び愛媛県並びに児童相談所が協議の上、決定すること。

３　事業者は、事業の廃止等を行う場合、児童相談所の指示に従い、支援対象者に対する支援の記録を引き渡すこと。

４　事業者の変更が生じる場合は、支援対象者の利便性を損なわないよう必要な措置を講じ、次の事業者による事業開始前に円滑な引き継ぎを行うこと。

（事業の委託）

第 15 条　事業を一括して第三者に委託し又は請け負わせることはできない。ただし、事業を効果的・効率的に行う上で必要な部分については、愛媛県の承認を得た上で、委託することができる。

（第三者評価）

第 16 条　業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ること。

（経費）

第 17 条　愛媛県は、法第 50 条第１項第７号に基づき、里親支援センターにおいて行う里親支援事業に要する費用を支弁する。

（本要綱に定めがない事項の取り扱い）

第 18 条　本要綱に定めのない事項及び本要綱に定める内容について疑義が生じたときは、愛媛県と事業者が協議の上、定めることとする。

　ただし、本要綱に明示のない事項で、社会通念上当然必要と考えられるものについては本事業によるものとする。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。